

個人情報ファイルの名称	民刑事事項事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	法律または条令、規則等により一定の資格が必要とされているものについて、資格照会に対し、名簿に基づき公証するもの。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5本籍・国籍	
記録範囲	成年被後見人、被保佐人、破産者、犯罪人	
記録情報の収集方法	法務局、裁判所、検察庁、市区町村からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（犯罪関係）	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	戸籍情報システムファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子等の親族法における身分上の地位）を、「戸籍」という公文書に記録し、これを公証するもの。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5本籍・国籍、6家族情報、7連絡先、8学業・職業等	
記録範囲	市に戸籍があるもの、届出者、証明書の申請者	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族からの届出、市区町村からの送付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民記録システムファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	証明書交付、届出の受付及び住民票の記載、実態調査事務に使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡先、6個人番号、7個人識別符号、8本籍・国籍、9住民票コード、10続柄、11在留資格・在留期間・在留番号	
記録範囲	市の住民基本台帳に記録されている者、届出者、交付（再交付）申請者	
記録情報の収集方法	1本人 2戸籍事務 3他市区町村戸籍住民事務主管課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ネットワークシステムファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	証明書交付、届出の受付及び住民票の記載に必要な事項の検索、市町村間通知に使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5個人番号、7住民票コード	
記録範囲	市の住民基本台帳に記録されている者、届出者、交付（再交付）申請者	
記録情報の収集方法	1本人 2戸籍事務 3他市区町村戸籍住民事務主管課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	申請管理システムファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	マイナポータルから提出された転出届、転入（転居）予約の申請情報の受信、処理状況の進捗管理、本人への通知に利用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4連絡先、5個人識別符号	
記録範囲	マイナポータルから転出届、転入（転居）予約を申請した者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	身上照会受付簿ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	身上照会内容の記録及び回答文書作成に使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4本籍・国籍、5照会機関、6文書番号	
記録範囲	照会を受けた者	
記録情報の収集方法	警視庁 警察 検察庁	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付管理システムファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付事務及びカード受取予約に使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡先、6個人番号、7個人識別符号、8住民票コード、9予約番号、10在留番号、11国籍	
記録範囲	市の住民基本台帳に記録されている者、届出者、交付（再交付）申請者	
記録情報の収集方法	1本人 2住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード申請アシスト一覧ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	申請時来庁方式で市の申請アシストを使用して個人番号カードを申請した者を記録し、カード発送時の宛名印刷、発送記録として使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日	
記録範囲	個人番号カード申請アシストを利用した者	
記録情報の収集方法	1本人 2住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システムファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	市の住民基本台帳に記録されている者について、印鑑の登録及び廃止、印鑑登録証明書の交付を行う。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡先、6個人番号、7個人識別符号、8印鑑番号、9在留番号	
記録範囲	印鑑登録者、印鑑証明申請者、証明書交付履歴	
記録情報の収集方法	1本人 2住民基本台帳 3法務局・裁判所	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	DV及びストーカー被害者支援措置事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	ドメスティック・バイオレンス又はストーカー行為等の被害者の所在地を明らかにしないよう、加害者とされる者等からの住民票の写し等の申請を拒み、関係機関と情報を共有し保護する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5連絡先、6本籍・国籍、7家族情報、8資産	
記録範囲	支援措置を受けようとする者	
記録情報の収集方法	1本人 2住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	支援者情報ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	支援措置の決定、継続、変更及び廃止等にかかる市町村間通知、本人通知を作成する際に使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4性別、5本籍・国籍、6資産	
記録範囲	支援措置を受けようとする者	
記録情報の収集方法	1本人 2住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	仮ナンバー許可ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	臨時運行許可証の交付及び、臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸与事務に使用する。	
記録項目	1氏名、2住所、3連絡先、4番号標、5車検証、6自賠責保険、7許可番号、8運行目的、9業種	
記録範囲	自動車の臨時運行の許可を得ようとする者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	土地の名称地番変更証明書ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	市民から土地の名称地番変更証明書の交付を求められた際に使用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 本籍・国籍、5 個人識別符号、6 在留番号	
記録範囲	市の住民基本台帳に記録されている者（住民基本台帳に住民票コードが記載されている日本の国籍を有する者、中長期滞在者及び特別永住者等の外国人）	
記録情報の収集方法	1 本人 2 住民基本台帳	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	斎場予約に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	インターネット上で、野田市斎場及び野田市関宿斎場のシステム対象施設の空き状況の確認、予約の申込みが行うことができるようにすることで、利用者の利便性の向上を図る。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先	
記録範囲	火葬炉又は式場使用申請者	
記録情報の収集方法	システム利用者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	□ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	おくやみコーナー事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	野田市の住民が亡くなられた場合に遺族が行う市役所の各種手続について、庁舎内の移動や申請書類作成などの遺族の負担軽減を目的に、関係部署と情報共有する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 連絡先、4 死亡した方との続柄、5 死亡した方に関して必要な情報	
記録範囲	コーナー利用者、死亡した方	
記録情報の収集方法	コーナー利用者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険の資格の異動に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	野田市が行う国民健康保険の被保険者	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 学業・職業等、11 収入・支出、12 税情報、13 公的扶助	
記録範囲	野田市が行う国民健康保険の被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの届出 市民課、課税課、生活支援課からの提供 千葉県、転出地市町村、他の保険者、千葉県国民健康保険団体連合会からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者の状況に応じて、保険給付を行うために必要な証を発行する。また保険資格に基づき、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費（海外療養費含む）、訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産一時金、葬祭費の支給に必要な事務を行う。	
記録項目	1 健康情報、2 氏名、3 住所、4 年齢・生年月日、5 性別、6 連絡先、7 個人番号、8 個人識別符号、9 本籍・国籍、10 家族情報、11 収入・支出 12 税情報、13 公的扶助、14 救急搬送に関する情報	
記録範囲	野田市が行う国民健康保険の被保険者	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、高齢者支援課、警防課、千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険保健事業に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	野田市が行う国民健康保険の被保険者	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人識別符号、7 家族情報、8 税情報、9 振込先口座、10 問診票に記入された情報	
記録範囲	野田市が行う国民健康保険の被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険税賦課及び収納管理事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入世帯の保険税の賦課及び収納(滞納処分を含む)に関する事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人識別符号、7 本籍・国籍、8 家族情報、9 学業・職業等、10 資産、11 税情報、12 公的扶助、13 住居状況、14 続柄、15 所得状況、16 振込先口座、17 健康状態、18 その他滞納処分に必要な情報	
記録範囲	国民健康保険加入世帯	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、実施機関内部（総合行政システム）、公の情報（公共職業安定所）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察、裁判所等国の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民健康保険料賦課及び収納管理事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険加入世帯の保険料の賦課及び収納(滞納処分を含む)に関する事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人識別符号、7 本籍・国籍、8 家族情報、9 学業・職業等、10 資産、11 税情報、12 公的扶助、13 住居状況、14 続柄、15 所得状況、16 振込先口座、17 健康状態、18 その他滞納処分に必要な情報	
記録範囲	国民健康保険加入世帯	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、実施機関内部（総合行政システム）、公の情報（公共職業安定所）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察、裁判所等国の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療保険料賦課収納等事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療保険料の賦課及び収納（滞納処分を含む）督促、還付、更正、減免に関する事務を行う。	
記録項目	1 健康情報、2 氏名、3 住所、4 年齢・生年月日、5 性別、6 連絡先、7 個人番号、8 個人識別符号、9 本籍・国籍、10 家族情報、11 学業・職業等、12 収入・支出、13 資産、14 税情報、15 公的扶助、16 保険料情報、17 口座振替・振込先口座、18 各種申請・届出に記入された情報	
記録範囲	後期高齢者医療被保険者及び同一世帯に属する者	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、市の機関、他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療資格給付等事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	資格、給付、葬祭費の支給、第三者行為求償に関する事務	
記録項目	1 健康情報、2 障がい、3 氏名、4 住所、5 年齢・生年月日、6 性別、7 連絡先、8 個人番号、9 個人識別符号、10 本籍・国籍、11 家族情報、12 学業・職業等、13 収入・支出 14 資産、15 税情報、16 公的扶助、17 保険料情報、18 健康保険加入履歴、19 医療費の負担額、20 振込先口座、21 各種申請・届出に記入された情報	
記録範囲	後期高齢者医療制度の被保険者	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、市の機関、他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	千葉県後期高齢者医療広域連合、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療制度保健事業に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療被保険者	
記録項目	1 健康情報、2 氏名、3 住所、4 年齢・生年月日、5 性別、6 連絡先、7 個人識別符号、8 家族情報、9 税情報、10 振込先口座、11 保険料情報、12 申請書・問診票に記入された情報	
記録範囲	後期高齢者医療制度の被保険者	
記録情報の収集方法	本人からの届出、市の機関、他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民年金被保険者に関する事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金市町村事務処理基準の規定に基づく、国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別変更、死亡及び任意加入、氏名変更、住所変更、年金手帳等に関する事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 学業・職業等、11 年金に関する情報	
記録範囲	国民年金被保険者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内部（総合行政システム）、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民年金の給付に関する事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金市町村事務処理基準の規定に基づく、受給権者から給付に関する請求書、申出書、届書、申請書や、裁定請求書、年金額改定請求書等に関する事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 学業・職業等、11 収入・支出、12 税情報、13 公的扶助、14 年金に関する情報	
記録範囲	年金請求者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内部（総合行政システム）、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	国民年金保険料に関する事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金市町村事務処理基準の規定に基づく、被保険者から保険料に関する申出、届書または日本年金機構（年金事務所）から送付された保険料に関する申出書等に関する事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 学業・職業等、11 収入・支出、12 税情報、13 公的扶助、14 雇用保険加入情報、15 年金に関する情報	
記録範囲	国民年金第1号被保険者	
記録情報の収集方法	本人、実施機関内部（総合行政システム）、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	日本年金機構への情報提供に関する事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金制度の適切な事業運営のための日本年金機構との協力・連携を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人識別符号、7 本籍・国籍、8 家族情報、9 収入・支出、10 資産、11 税情報、12 年金に関する情報	
記録範囲	国民年金被保険者	
記録情報の収集方法	実施機関内部（総合行政システム）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	年金相談に関する事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	相談者の年金に関する指導を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 家族情報、9 学業・職業等、10 年金に関する情報、11 年金相談に関する情報	
記録範囲	相談者	
記録情報の収集方法	本人、日本年金機構	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	野田市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金支給管理台帳	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民生活課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車乗車用ヘルメット購入費用の一部を助成するに当たり、助成条件を満たすことを確認し、支給状況を記録しておくもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 税情報、5 購入したヘルメットに関する情報	
記録範囲	ヘルメット使用者 ※使用者が未成年者の場合は保護者を含む	
記録情報の収集方法	本人又は本人の保護者からの申請、収税課からの回答	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		